

児童養護施設 東光虹の家 中・長期計画（令和7年度版）

※「中・長期」とはおおむね3年とする。

平成28年児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であることが明確となった。改正に伴い示された「新しい社会的養育ビジョン」は、児童養護施設の変革を強く求める内容となっている。家庭養育を優先し、より家庭的な養育環境に形態を変えていく必要があるとされており、施設の小規模化・地域分散化が推進されている。また、虐待を受けた子ども等への専門的ケアの充実、親子関係の再構築、自立支援の充実、子どもの権利擁護（アドボカシー）、里親への支援、市町村と連携した地域支援等々施設の機能の高機能化・多機能化が求められている。よって、東光虹の家においても掲げられた方向性に添うために、施設の小規模化・地域分散化、専門性の確保が不可欠であり、質の向上に取り組む必要がある。そこで中・長期計画を以下のように定める。

1 社会的養護の養育・支援計画

（目標）

できる限り家庭的な養育環境を提供し、こども達の安心・安全を守る施設運営を目指す。社会的養育推進計画をもとに、施設の小規模化・地域分散化について方向性を検討する。ますます養育が困難な児童の入所が増えるため専門性の高いケアの充実を図る。

(1) 施設の家庭的養護の推進

社会的養育推進計画で示された入所見込み定員数のもと、将来の施設運営について検討し、施設の小規模化、地域分散化について模索し、できる限り家庭的環境を提供する。

(2) 被措置児童等虐待防止や体罰禁止等の権利擁護

こどもの意見を聴取する仕組みをつくり、方針決定の際に反映できるよう努める。権利擁護に関する各種規程やマニュアルを職員へ周知し、権利擁護に努める。

(3) 専門的ケアの強化

今後、入所するこどもはケアニーズが高くなることが予想されるため、直接処遇職員だけでなく施設に配置する多職種職員によるアセスメントを実施し、チームアプローチを意識した養育を行う。

(4) 性教育・生き立ちの整理の充実

性教育委員会を中心に、年齢に応じた性教育カリキュラムを作成し適切な性教育を実施する。また、子どもが自分自身の生き立ちを知ることは自己形成の視点から重要であるため、関係機関と連携してライフストーリーワークを実践する。

(5) 食育の充実

食生活は、児童養護の観点から非常に重要な位置づけといえる。ユニット化に伴い食事の提供の仕方の工夫が必要である。ユニット職員の調理技術の習得および児童への食育を推進し、嗜好を取り入れたバランスのとれた食事の提供、衛生管理の徹底に取り組む。「事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」に沿った発達に応じた食事提供の理解を深める。

2 組織体制について

(目標)

東光虹の家の組織体制の強化を図る。具体的には、権利擁護（苦情解決、個人情報及びプライバシーの保護）の推進、透明性の確保、地域支援の拠点機能の強化、業務標準化・改善のシステム化及び実施、災害事故対策の推進等があげられる。それぞれの具体的な取組は、次の通り。

(1) 権利擁護（苦情解決、個人情報の保護）の推進

苦情解決については、苦情は施設への大切な贈り物であるとの意識を浸透させ、受動的な対応から能動的な苦情解決対応へと展開していけるよう取り組む。

個人情報保護については、個人情報漏洩の事件が実際に起きたこともあり、その再発防止の取り組みを確実に推進させながら、組織体制を強化するよう取り組む。

(2) 透明性確保の促進

定期的な第三者評価の受審を行い、その結果を公表し透明性の確保を行う。第三者評価の受審を実施しない年度においては自己評価を実施する。

(3) 業務の標準化・改善のシステム化

標準化されていない業務について抽出を行い、標準化を実施し、必要に応じ適宜改善する仕組みを整え、これに基づき職員が協力して養育・支援を実施する体制を整える。また、業務を行う上で、PDCA サイクル SDCA サイクルを常に意識し、その組織体質が根付くように心がける。

具体的な業務として、経営状況の把握・分析・収支計画の策定・評価・見直し、支援の質の向上に向けた組織的・計画的な取組、必要な福祉人材の確保・定着の計画に基づく仕組み、実習生・ボランティアの受け入れ体制、子どもの満足度の向上を目的とするための仕組み、支援についての標準的な実施方法の文書化等の実施が必要である。

(4) 家庭支援体制の強化

家庭機能の回復に伴う親子再構築の具体的な計画が立案でき、それに基づく支援が適切に実施できるような体制づくりに努める。家庭復帰後のアフターケアの計画を立案し、支援する。

(5) 自立とアフターケアの充実

施設退所前の児童に対し、就職や進学のための自立支援を行う。退所後も継続してアフターケアを実施し、退所後の状況把握や、相談支援を実施する。

(6) 里親支援体制の強化

児童相談所等関係機関と連携し、里親への研修、里親登録前研修の受け入れ、里親委託後のアフターケア、相談体制等を充実させる。

(7) 地域支援の拠点機能の強化

ショートステイや産後ケア等、継続的に行い、各市町村と連携を図る中で、施設の専門性を理解してもらい、新しい活動を創出し、展開できるよう検討しながら取り組む。

(8) 災害事故等対策の推進

災害事故対策について、危機対応マニュアルや消防計画、事業継続計画（BCP）等を再点検し、職員への周知徹底を図るよう取り組む。目的や立地条件等を十分勘案したうえで、一定以上の水準が確保できる対策を明確にする。防犯に係る安全の確保について施設内で検討し入所者及び職員等の安全対策を図る。

3 設備の整備

（目標）

施設設備の整備、災害事故対策等に対する環境整備をし、安全で安心な生活環境を整える。策定した安全計画をもとに定期的な点検を行う。BCPを完成させ職員へ周知し、災害時等に事業が継続できるよう体制を整える。

(1)施設整備

安全計画をもとに設備、遊具等の安全点検を定期的に行い、事故防止に努める。また、職員及び子どもに対して安全教育を実施する。

(2)災害事故対策

BCPを完成させ、災害が発生した時やライフラインが止まる等の事故が発生した時に、必要な食料や物資を保管する場所を確保する等、事業が継続できるよう体制を整え

る。

4 職員体制について

（目標）施設の小規模化・地域分散化、一時保護専用施設の設置等、将来における職員配置が不透明なところがある。5年後を見据えた人材確保、職員体制を整える。

(1) 職員配置計画

一時保護専用施設を運営するための人材確保、地域への子育て支援が可能となるよう、家庭支援専門相談員、心理担当職員を1名ずつ増員するため職員を確保する。

(2) 役割分担（責任体制）

運営規程や職務分掌を念頭におき、職員一人ひとりが責任をもって養育にあたる。

5 人材育成

（目標）

職員の専門的支援のスキルを適切に身に付け社会的養護の質を確保する必要がある。初級、中級、上級、基幹的職員、施設長とそれぞれの階層ごとに求められる専門性を明確にし、それを獲得するために研修、スーパービジョン等の枠組みを明確にし、スキルアップしていけるよう人材育成体制（キャリアアップシステム）を構築し、人材育成を実施していく。

(1) 研修

東光虹の家として「職場研修」の体制を確立し、職員の教育・研修に関する基本姿勢を明確にし、職員一人ひとりについて、基本姿勢に添った教育、研修計画を策定し、取り組む。なお、研修については施設外の研修に期待するだけでなく、施設内の研修についても、研修体制検討委員会を中心に必要な研修を企画し実施するよう取り組む。

(2) スーパービジョン

「職場研修」のひとつである OJT の一手法としてスーパービジョンを充実させ、東光虹の家全体として職員一人ひとりの援助技術の向上を積極的に支えるよう努める。新任・初任の職員が中堅職員以上の職員に相談し、中堅職員は上級職員以上の職員に相談するような体制を確立しようと、体制図について定時してあるものの、実質的なスーパービジョンの実施には部分的にしか至っていない。スーパーバイザーの役割を担えるスキルの獲得についてもそれを支える取組を実施する。

(3) 権利擁護

権利擁護については、被措置児童の虐待防止、体罰の禁止等の処遇上の視点や苦情解決等の組織体制上の視点など様々な視点があるが、職員一人一人が人権意識をもち、必要な知識等を、職員階層別に求められる役割に応じて身に付けていけるよう心掛ける。

6 職員処遇

(目標)

職員の処遇向上として、福利厚生について職員への情報提供を心掛けるとともに、職員の意見を聞き、職員一人ひとりが、職場処遇向上の担い手であることを認識しながら充実に向けて取り組む。